

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

(変更案)

平成 25 年 月

亀 山 市

目 次

はじめに.....	1
1　亀山市の農業の現状.....	1
2　策定の趣旨.....	5
3　基本構想の性格及び計画期間.....	5
 第1章 基本構想.....	6
 第1　農業経営基盤の強化の促進に関する目標	6
1　農業の担い手・集落営農組織の育成・確保.....	6
2　中山間地域等における多様な担い手の位置付け.....	7
3　効率的かつ安定的な土地利用の推進.....	7
4　経営の高度化への対応.....	8
 第2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	9
1　営農類型毎の指標.....	9
2　営農類型毎の生産方式等に関する事項.....	10
3　生産基盤、加工・流通に関する事項.....	13
4　6次産業化に関する事項.....	14
5　地産地消に関する事項.....	15
 第3　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項.....	17
 第4　農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	18
1　農業経営改善計画に関する事項.....	18
2　利用権設定等促進事業に関する事項.....	18
3　農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項.....	26
4　農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項.....	26
5　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	27
6　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項.....	30
7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	31

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項	32
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項.....	32
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	32
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項.....	32
第6 市町村の全部又は一部を事業の実施地区として農地保有合理化事業を行う法人 に関する事項	38
第2章 推進体制	39
1 亀山市.....	39
2 市農業委員会.....	39
3 農業協同組合.....	39
4 地域農業再生協議会.....	39
別 紙	
別紙1 (第4の2の(1)の⑥関係)	
別紙2 (第4の2の(2)の①関係)	
別紙3 (第5の3(1)関係)	
別紙4 (第5の3(6)関係)	

はじめに

1 亀山市の農業の現状

(1) 位置

本市は、三重県の北部に位置し、北西は鈴鹿連峰により滋賀県と境し、北東に鈴鹿市、南東に津市、南西に伊賀市と隣接し、名古屋市から約50km、大阪から約100kmに位置している。

北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いている。

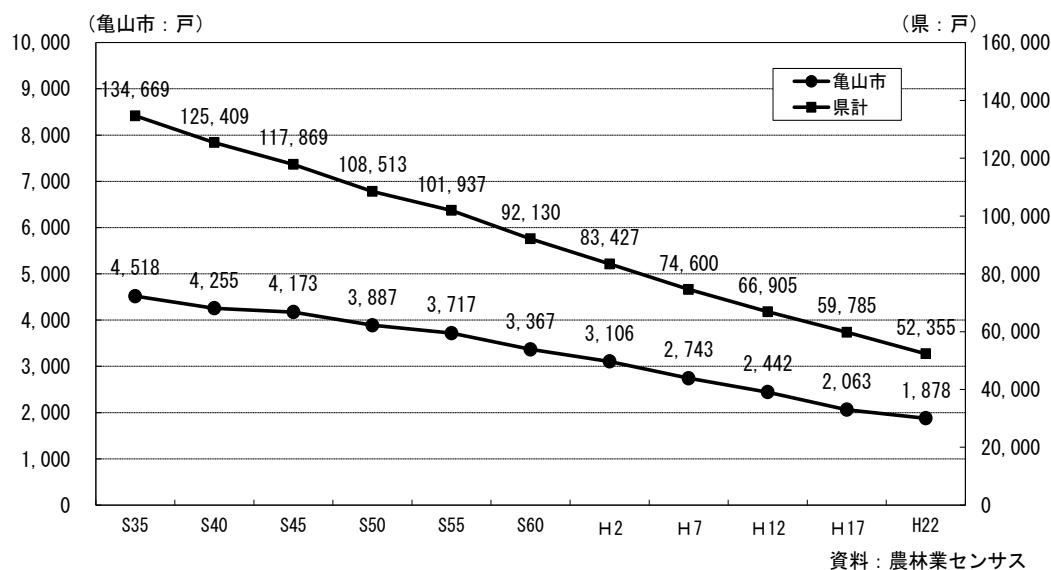
本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へと注いでいる。

これらの河川の流域には、扇状地性低地が開け、この上段には洪積層の砂礫台地がつながっており、水稻、茶、畜産、花木等、多様な農業が展開されている。

(2) 農家数

農家数は年々減少しており、平成22年には1,878戸にまで減少している。

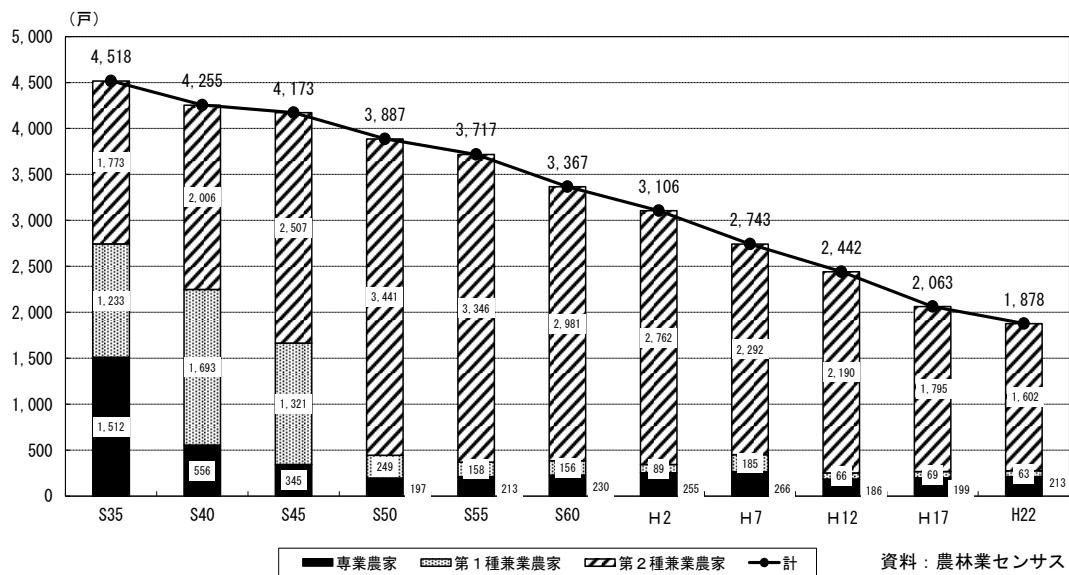
図一 農家数の推移



(3) 専業、第1種、第2種別農家数

農家数が減少するにともない専業農家も減少してきていたが、平成17年からは専業農家は増加に転じており、平成22年は213戸である。

図一 専業・第1種・第2種別農家数の推移

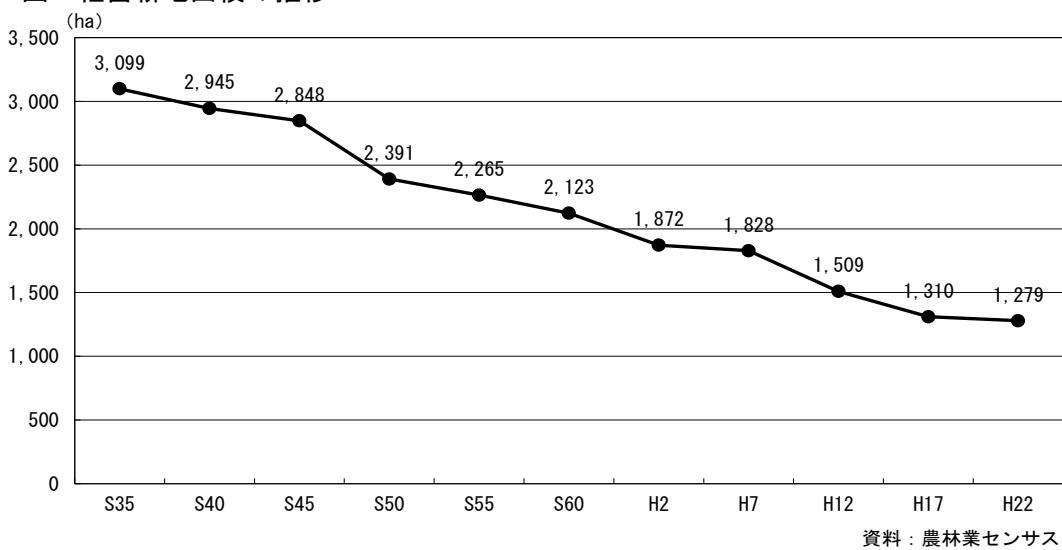


注 第2種兼業農家：自給的農家と第2種兼業農家を合わせたものとする

(4) 経営耕地面積

経営耕地面積についても、年々減少している。

図一 経営耕地面積の推移



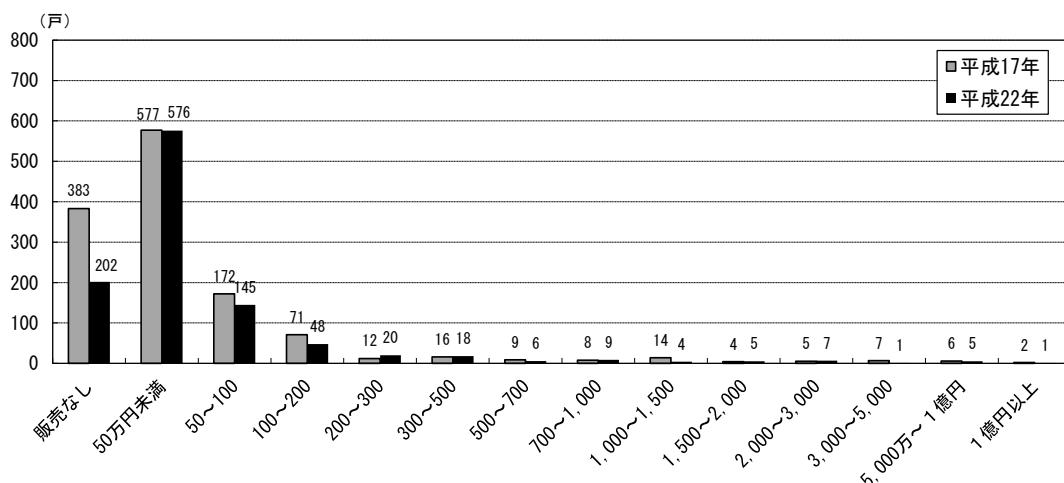
注 経営耕地面積：総農家が自ら所有し又は他から借りて耕作している農地をいう。

(5) 農産物販売金額規模別経営体数

農産物販売金額規模別経営体数では、平成22年には、販売なしが202戸、50万円未満が576戸、50～100万円が145戸となっており、100万円未満が大半を占めている。また、販売なしは平成17年に比べ約半減している。

一方、1千万円以上は平成22年には23戸あるが、平成17年の38戸からは減少している。

図一 農産物販売金額規模別経営体数

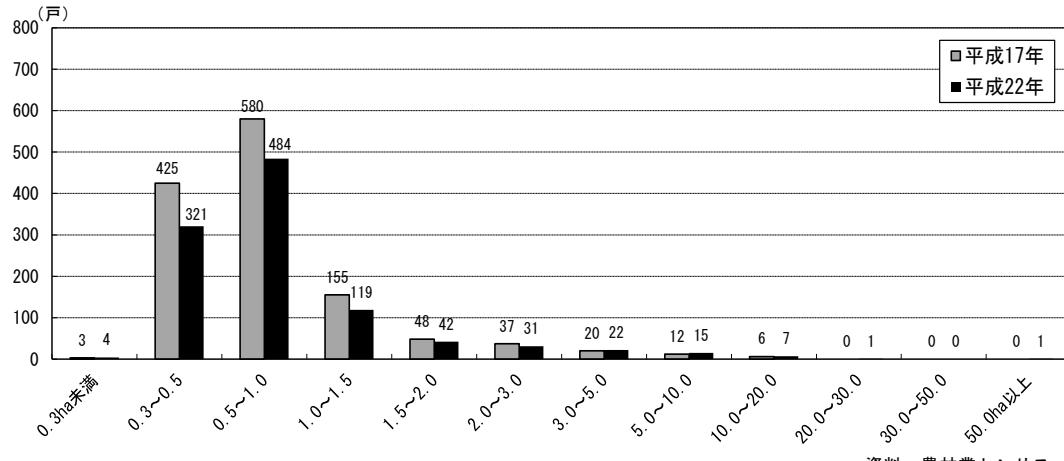


資料：農林業センサス

(6) 経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別経営体数では、平成22年には、0.3ha未満が4戸、0.3～0.5haが321戸、0.5～1.0haが484戸と1.0ha未満が大半を占めている。また、小規模な経営体は、平成17年に比べいずれも減少している。

図一 経営耕地面積規模別経営体数

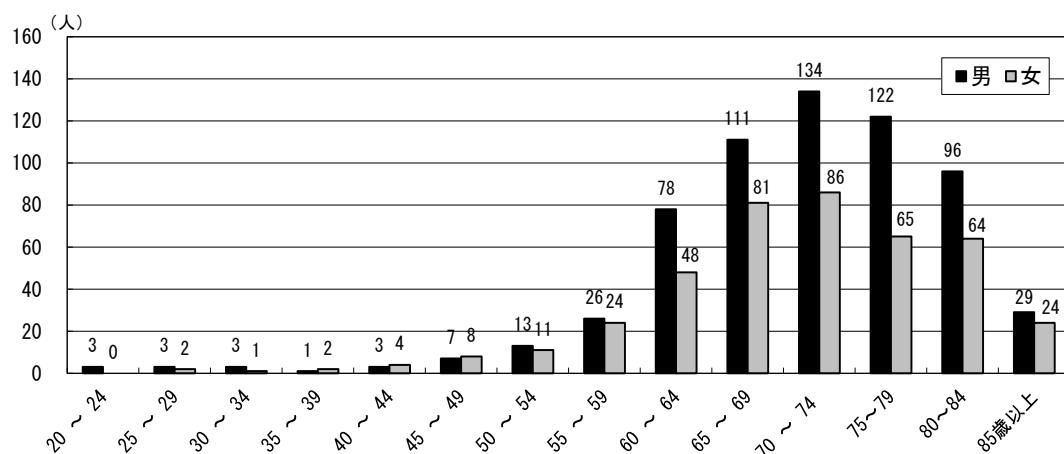


資料：農林業センサス

(7) 基幹的農業従事者の年齢構成

基幹的農業従事者の年齢構成は、若年層は少なく、年齢が高くなるにともない農業従事者数が多くなっており、70～74歳が最も多く、75歳以降は減少しているものの後期高齢者も多い状況にある。65歳以上の農業従事者は812人であり、全体1,049人に占める割合は約77%と高くなっている。

図一 基幹的農業従事者の年齢構成

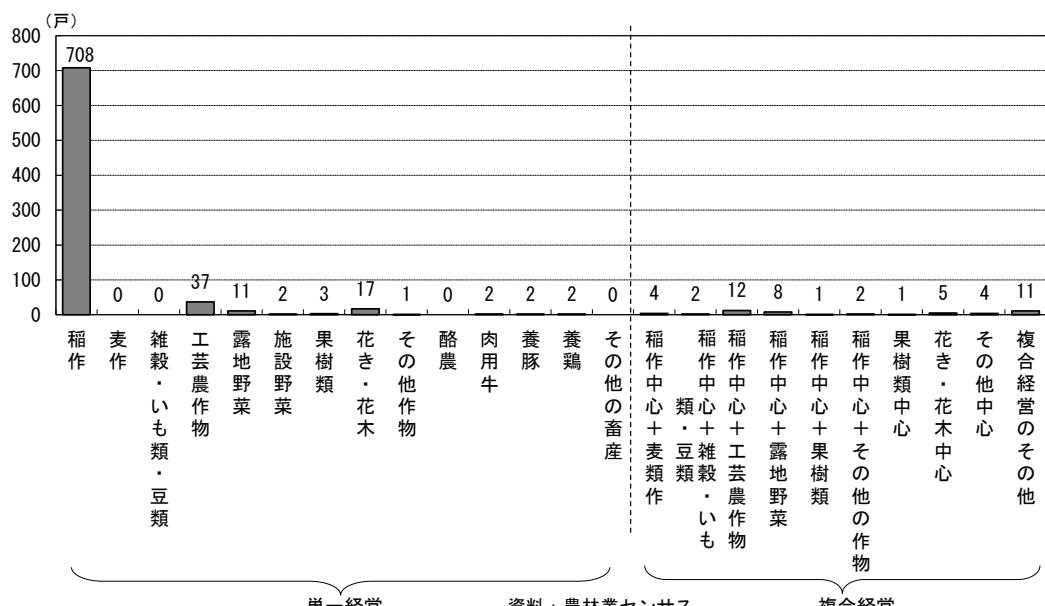


資料：農林業センサス（2010）

(8) 農業経営組織別経営体数

平成22年農林業センサスの農業経営組織別経営体数をみると、単一経営では、全体785戸のうち大半が稻作となっており、ほかでは茶等の工芸農産物が37戸、花木17戸となっている。また、複合経営49戸のうち、稻作中心+工芸農産物が12戸と最も多いになっている。

図一 農業経営組織別経営体数の状況



資料：農林業センサス

2 策定の趣旨

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低下が進行し、農業生産所得の低迷が続くなかで、それらが相まって農家の減少とともに産業としての農業の弱体化を招いている。また、それに伴い、ますます耕作放棄地が増えることが考えられ、農地の持つ多面的な機能維持が課題となりつつある。

一方、農業経営をみると、大半が稻作中心であるが、茶生産では全国第3位の生産量をもつ三重県の中でも第3位の生産量となっており、「亀山茶」としてのブランド化への取組が始まられている。

	平成12年	平成17年	平成22年	備考
販売農家数	1,612戸	1,286戸	1,047戸	
主業農家数 (主業農家比率)	97戸 (6.0%)	78戸 (6.0%)	78戸 (7.4%)	全国のH22年主業農家比率 22.1% 三重県のH22年主業農家比率 9.8%
基幹的農業従事者の高齢化率	68.5%	76.0%	77.4%	全国のH22年高齢化率 61.1% 三重県のH22年高齢化率 76.3%
認定農業者数	32戸	40戸	39戸	
集団麦作面積	52.4ha	61.3ha	65.7ha	

資料：農林業センサス

このような状況の中、本市の農業を振興するためには、認定農業者や集落営農組織等による経営感覚に優れた経営体の育成と効率的かつ安定的な農業構造を確立するとともに、「亀山茶」をはじめとした農業の6次産業化や地産地消の推進など、地域資源を活かした農業の展開が求められている。また、市全体の産業状況が厳しさを増すなか、農業への期待が高まってきている。

以上により、農業・農村、加えて地域社会の健全な発展を図るため、次のことを内容とする「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定する。

- ① 優れた経営体を育成・確保すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標
- ② 目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等の経営規模の拡大や経営管理の合理化などを促進するための方策
- ③ 効率的かつ安定的な土地利用など農業経営基盤の強化を促進するための方策
- ④ 耕作放棄地の発生を防止し、その多面的な機能を維持活用するための方策
- ⑤ 地域資源を活かした農業の方策

3 基本構想の性格及び計画期間

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づくものであり、目標は平成25年度を初年度として、今後10年間を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直すこととする。

第1章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、本市における農業・農村の健全かつ持続的な発展と農地等の保全と有効利用を図るため、農業者、農業団体など関係者の積極的かつ創造的な取組を基本とし、農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な経営を目指して経営改善に取り組む農業構造の確立を目指す。

また、担い手不足の著しい地域や中山間地域（以下、「中山間地域等」という。）においては、耕作放棄地の発生を防ぎ、地域農業や地域文化の維持・発展を図る観点から、地域の創意工夫による多様な担い手の育成を進める。

このため、農業経営体の育成・確保や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取組を積極的に進める。

1 農業の担い手・集落営農組織^{注1}の育成・確保

本市農業の担い手として、市民への安全・安心な食料の安定供給や地域農業の維持・発展を支える中心的な役割を果たす農業経営体を育成・確保することが重要である。

このため、高度な技術と優れた経営感覚を持ち、明確な経営計画に基づいて不断の経営努力を行えうる農業経営体を育成する。

また、農業が職業として自立し、選択しうる魅力とやりがいのある産業となる必要があることから、他産業と均衡する魅力ある農業経営となるよう、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を進める。

具体的には、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、以下の目標を掲げ、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

（効率的かつ安定的な農業経営の目標）

年間総労働時間目標	主たる従事者 1人あたり 1,800～2,000 時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者 1人あたり 400～500 万円程度 家族経営での目標所得 500～800 万円程度

また、効率的かつ安定的な農業経営の指標を明確にするとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業経営体に対して、法第12条に基づく農業経営改善計画認定制度（以下、「認定農業者制度」という。）を積極的に活用し、農用地の利用集積やこれらの経営体の経営管理の合理化、農業経営の法人化や経営の多角化^{注2}及び複合化^{注3}の促進、農業生産技術の向上など、農業経営基盤の強化を促進するための

措置を総合的に講ずる。

さらに、6次産業化^{注4}や農商工連携^{注5}など、地域の資源を生かしつつ新たな価値創出の取組を促進し、経営体の育成を図る。

一方、生産組織については、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する母体として重要な役割をもつことから、地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を積極的に育成し、担い手の育成・確保を図る。

加えて、女性農業者は重要な担い手であり、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請、集落営農への参画等により一層の経営への参画を進める。

このほか、新規参入者を含めた農業後継者の育成・確保を図るため、農業生産技術や農業経営を実地習得する研修、新規就農にかかる初期投資を支援していく。また、後継者の確保・受入体制等について関係機関・団体との連携強化を図る。

注1 集落営農組織：集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織

注2 多角化：農産物生産と販売、加工などを組み合わせて農業経営を行っていくこと

注3 複合化：稲作と果樹・野菜など複数部門で農業経営を行っていくこと

注4 6次産業化：1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを経営に取り入れたりすること

注5 農商工連携：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと

2 中山間地域等における多様な担い手の位置付け

中山間地域等においては、地域農業の維持・発展という観点に立ち、農業が持つ多面的機能等を活用しつつ、特産農産物や高収益・高付加価値作物の導入、地産地消、グリーン・ツーリズム^{注6}等により新たな農業農村の価値を創出する取組を促進し、地域の実情に即した生産組織や集落営農組織、NPOや企業等の多様な担い手の育成を図る。なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域においては、この制度を効果的に活用し、担い手の経営改善を進める。

注6 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

3 効率的かつ安定的な土地利用の推進

農地（水田、畑地、樹園地等）を効率的かつ安定的に活用するため、産地・集落における話し合いや農家相互の協力を基本に、利用権の設定等の積極的な促進を図る。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、集落における作付けの集団化や経営農地の連担化を図る。

特に、水田農業については、ブロックローテーション^{注7}による集団麦・大豆作や担い手への農地集積とあわせた集落営農促進の中で土地利用調整を進める。

なお、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業や農用地利用改善事業等の農業経営基盤強化促進事業を活用し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定を促進する。

また、増加傾向にある耕作放棄地については、耕作放棄地等の実態把握や農地としての効率的な利用の確保など、耕作放棄地の発生防止に努める。

注7 ブロックローテーション：田畠輪換の一形態であり、地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを、1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する形態

4 経営の高度化への対応

農地の利用集積への取組による規模拡大での効率化、生産の安定化とともに、年間労働の適正配分や経営の高度化を図るため、水稻単作経営からの転換や収益性の高い作物の導入などの複合経営や多様な販売手法の合理的・創造的活用、収益性の高い製品化への取組などの多角経営を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を指標として、優良な農業経営の事例等を踏まえ、本市における主要な営農類型について、次のとおり示す。なお、「営農類型毎の指標」については以下のとおりとする。

1 営農類型毎の指標

[個別経営]

営農類型	規模面積 (ha)		内 容	労働力 (人)	育成目標数
	露地	施設等			
主穀中心経営	15.0		水稻 9ha、小麦 6ha、(大豆 6ha)	3.0	13
水稻・野菜等複合経営	6.5		水稻 5ha、野菜等 1.5ha	3.0	2
露地野菜中心経営	4.0		露地野菜 4ha	4.0	2
施設野菜中心経営		0.2	ミニトマト等	2.0	1
花木中心経営	5.0		さつき等 5ha	5.0	5
施設花き中心経営		0.5	観葉植物 0.5ha	6.0	3
茶中心経営	12.0		茶園 12ha	4.0	20
果樹	1.6		かんきつ等	4.0	2
酪農中心経営			経産牛 50頭	3.0	2
和牛肥育中心経営			肥育牛 150頭	2.0	3
養豚一貫中心経営			繁殖雌豚 100頭	3.0	1
採卵鶏中心経営			成鶏 50,000羽	5.0	1

[組織経営]

経営類型	規模面積 (ha)		内 容	労働力 (人)	育成目標数
	露地	施設等			
主穀中心経営	25		水稻 15ha、小麦 10ha、(大豆 10ha)	10.0	10
茶中心経営	30		茶園 30ha	9.0	1
養豚一貫中心経営			繁殖雌豚 300頭	5.0	1

2 営農類型毎の生産方式等に関する事項

(1) 生産方式

農業経営体が中心となり、安全・安心な食料の安定供給を担っていくため、人と自然にやさしい生産技術、H A C C P^{注8}手法の考え方に基づく自主管理体制（三重県型G A P^{注9}等）などとともに、消費者のニーズに沿った高品質な農産物生産を推進する。

注8 H A C C P：食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの

注9 三重県型G A P：農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が共同して工程管理を行う手法

① 主穀

主穀中心経営については、麦、大豆などの本作化に対応したブロックローテーションなどの体系を中心に水田の高度利用を推進するとともに、規模の拡大に応じた作業期間の確保と、作業の効率化を図るため、適正な品種を組み合わせた品種別団地化による作期分散を促進する。

また、省力化と低コスト化、作業の快適化を実現するため、直播栽培、乳苗移植、不耕起栽培、無人ヘリコプターによる農薬散布、乗用管理機、肥効調節型肥料等の新技術の導入を図る。さらに、経営の実態に応じた施設活用を基本に、ライスセンターや育苗施設等の大規模共同利用施設の利用を促進する。

② 茶

茶中心経営については、作業の省力化と茶園の利用集積等による規模拡大を促進し、製茶工場を核とした生産農家の系列化や協業化など茶業経営の合理化に向けた取組を推進する。

また、地域の特色や消費者ニーズを考慮した優良品種への改植の推進、品質の確保を促進するとともに、環境にやさしい技術等の導入や記帳の徹底を図り、伊勢茶G A P^{注10}を積極的に導入し、安全・安心な茶生産の推進とともに「亀山茶」のブランド化を図る。あわせて、「青空お茶まつり」などの多彩なイベント等を支援し、「亀山茶」ブランドの積極的なP R活動を推進する。

注10 伊勢茶G A P：安全・安心な伊勢茶づくりに向けて、県内の茶業団体等が導入を進めているお茶の生産工程管理

③ 花き・花木

花き・花木中心経営については、地域の条件や消費動向に応じた品目・品種の導入と作型の組み合わせにより、ほ場や施設の効率的な利用を進め、施設の高度化、機械化による省力低コスト生産を推進するとともに、減農薬、効率的施肥、分解性資材利用等による環境保全型生産技術を推進する。

花木経営では、サツキ、ツツジ類の安定生産を図るとともに、マット、コンテナ、半地中ポット等を利用した根域制限生産を推進し、隔離栽培、養液土耕管理システム

等新栽培技術の導入や高鮮度花き供給のためのバケット流通等のシステム導入など、消費者ニーズに対応した新しい品種導入等による差別化を進める。

④ 酪農

酪農中心経営については、高能力乳用牛群の整備と適正なふん尿処理及び堆肥の有効利用による自給飼料確保を推進するとともに、飼養管理基準等の遵守による安全かつ高品質な生乳生産を図る。

また、飼養管理方式（フリーストール、フリーバーン、ミルキングパーラー、TM R（混合飼料）給与方式、自動給餌機等）の導入や管理技術の改善により省力化、低コスト化を図る。

⑤ 肉用牛

肉用牛中心経営については、飼育規模の拡大と県内稻わら飼料利用を推進するとともに、繁殖肥育一貫経営の導入や受精卵移植の活用等により和牛肥育素牛の確保を図る。

また、牛トレーサビリティシステム^{注11}の的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進する。

注 11 牛トレーサビリティシステム：BSEまん延防止や国産牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛肉として消費者に提供されるまでの間、「個体識別番号」を正確に伝達し、表示する制度。

⑥ 養豚

養豚中心経営については、優れた種豚や人工授精技術の導入、飼養技術や豚舎環境の改善などにより、低コスト・高品質生産を推進するとともに、農場HACCP方式^{注12}の普及等による衛生管理対策の強化や堆肥の有効利用の取組を進める。

注 12 農場HACCP方式：健康な家畜及び安全な畜産物を生産することを目的に、生産工程を管理する手法

⑦ 養鶏

養鶏中心経営については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、素びなや飼料の適正な選定、農場HACCP方式導入による衛生対策、鶏舎環境の改善などにより、低コストで安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産を推進する。

⑧ 野菜

野菜中心経営については、地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせや施設化を促進するとともに、農用地の有効活用及び水稻農業の複合化の観点から、水田への作付けを促進する。

また、規模拡大及び高齢化に応じた省力化や労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業における分業

化の推進、さらに施設栽培における低コスト耐候性ハウス等の低コスト栽培施設や出荷体制の整備、高品質化や高付加価値化などの取組を促進する。

⑨ 果樹

果樹中心経営については、規模拡大や品種、作型の組合せによる生産構造の改善、新たな品種導入によるブランド化や農商工連携による商品開発、販路拡大等、販売方法の多様化などを促進する。

また、高品質で安全・安心な果樹生産のため、優良品種の導入や生産安定、水分調整、熟期促進、環境保全などの最新技術の定着を促進するとともに、省力、軽労働化のための点滴かん水施設やスピードスプレヤー等の機械施設の導入を進める。

(2) 経営管理能力の向上

農業経営の的確な把握は、経営の発展段階において大変重要であることから、パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況（生産量・品質）の計数管理を進める。

その上で、経営の目標に対する課題を明確にし、経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善（P D C Aサイクル）の実施を促進する。また、経営計画の策定においては、消費者のニーズを的確にとらえた経営の展開が図られるよう働きかける。

さらに、家族内の役割分担等のルールを定めた家族経営協定の締結や信用力の向上、有能な人材の確保のための法人化を進める。

(3) 農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により計画的な労働時間の平準化、短縮を図る。

特に、畜産については休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携による酪農ヘルパー制度^{注13}の活用を推進する。

作業環境については、快適で安全な作業環境を実現するため、高温や粉じん・騒音に対応した生産施設・作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等における安全性の確保を促進する。

また、後継者や雇用労働者にとって魅力ある職場とするため、家族経営協定の締結や経営の法人化、就業ルールの明確化を進め、休日制・給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生の充実などを図る。

注 13 酪農ヘルパー制度：酪農家の休みを確保するため、ヘルパーが代わって作業を行う制度

（4）土地利用における推進方向及び該当する営農類型

本市では、稲作を中心として、北東部では花木栽培を、丘陵地では茶及び畜産を行っている。

今後、水田では、ほ場整備田を中心に集落営農を進めながら、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業を促進し、大規模かつ効率的な水田農業経営の確立に向けた取組を推進するとともに、市場条件の有効性や農地の高度利用等の観点から、施設園芸や露地野菜等の農業経営を育成する。

また、その他の農地においては、茶、花木、露地野菜、畜産等の経営規模の拡大や経営の複合化、多角化による産地競争力の強化を進め、ブランド化を図る。

3 生産基盤、加工・流通に関する事項

（1）生産基盤

農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とする農業生産を支える農業用施設の整備を進める。

水田については、用水管理の省力化に向けた水田の機能を生かしつつ、麦・大豆・飼料作物をはじめ畑作物の導入・定着を図るため、地域の営農形態に応じた用排水路の整備や施設の維持・管理に取り組む。

畠地については、野菜や花木、果樹、茶等の地域における産地の振興を図るとともに、適正な規模の集団化を進める。

また、中山間地域等においては、地形条件等を考慮した経済的な工法など地域の立地条件を生かした基盤整備を進める。

（2）加工・流通

地域における創意工夫を生かしながら農業経営体自らが行う6次産業化や、農業経営体以外の者の協力を得て農産物を有効に活用して行う農商工連携による農産加工を進める。

また、消費者ニーズに沿った安全で衛生的な流通を確保しつつ、市場出荷、実需者との契約生産、農産物直売所や大規模小売店のインショップ^{注14}などを通じての消費者等への直接販売、さらにはこれらを有効に組み合わせること等により、流通の多様化に対応し、亀山市産品の販路拡大とブランド化を推進する。

注14 インショップ：スーパーなど量販店の中に入っている直売所

4 6次産業化に関する事項

「亀山茶」をはじめ本市の特産品について6次産業化を推進していくため、農業者等による「6次産業化推進整備事業計画」の策定と法認定を支援するとともに、情報発信・PR等の広域展開を進めていく。

(1) 「亀山茶」の6次産業化に向けた取組

① 「亀山茶」独自のブランド化の強化

本市で生産されたお茶を「亀山茶」として広く宣伝することで、独自の全国ブランド名としての展開を図る。

② 情報発信

茶業組合等、関連団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体などを通じて、広く情報を発信する。また、茶農家の情報発信への支援を行う。

③ 各産業段階での戦略的取組

ア. 1次産業：生産段階

- ・現代の消費者ニーズに適合する新品種の開発、新たな生産技術の導入への支援
- ・有機農業の導入など、衛生管理の徹底による安心・安全な産地づくりを推進

イ. 2次産業：加工段階

- ・紅茶等の発酵茶など、高付加価値な新商品の開発
- ・カテキンなど茶の機能性成分を活用した新商品の開発
(例：健康食品、スウィーツ、機能性飲料、美容・化粧品、機能性衣料等)
- ・消費者ニーズにマッチした新商品の開発
(例：ティーバッグ、ドリップ茶、水出し茶、スティック茶等)
- ・荒茶工場、仕上げ茶工場での衛生環境向上や適正表示の徹底など、製品の安心・安全への取組を強化

ウ. 3次産業：流通・販売段階

- ・道の駅やサービスエリア等との連携、百貨店・スーパー、コンビニエンスストアなどへの売り込みなど、国内向けの販路の拡大を推進
- ・大手旅行代理店と連携し、茶摘み体験など茶文化やグリーンツーリズム、伊勢路観光に関連した旅行商品の開発推進
- ・茶懐石など、茶と地元特産品とを組み合わせたグルメメニューの開発など、地元レストラン、カフェとの連携強化
- ・お茶の「インストラクター」「アドバイザー」等の資格所有者の活用による、「亀山茶」の魅力を伝える場の提供、支援

(2) その他の特産品の6次産業化

① 自然薯等の6次産業化

市内各所においては、地域の自然条件を活かした特産品づくりが取り組まれている。主な特産品は、自然薯、シソ、和牛、養豚、養鶏等の畜産物、梅などである。

こうした特産品を活用して、所得向上に向けた生産・加工・販売の一体化や農村の多面的機能を生かした新たなビジネスを進める6次産業化への取組を支援する。

② 各産業段階での戦略的取組

ア. 1次産業：生産段階

- ・生産主体である認定農業者や集落営農組織の育成と確保
- ・企業参入や新規就農者など外部人材の導入を推進

イ. 2次産業：加工段階と3次産業：流通・販売段階の導入

- ・現状の生産・出荷という一次産業的形態から、生産品の加工・販売に至る6次産業の形態への転化を図り、地域産品の高付加価値化・商品化を図る。
- ・独自商品の開発
- ・自然薯、シソなど特産品のブランド化の推進
- ・地域の自然条件・資源を見直し、都市の消費者・市場ニーズに対応した新たな特産品の発掘

5 地産地消^{注15}に関する事項

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売多様化への取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっている。また、国では、地産地消を食料自給率の向上に対する重点的に取り組むべき事項として、「食料・農業・農村基本計画」の中に位置付け、全国展開を積極的に推進している。

よって、次の事項に取り組んでいく。

注 15 地産地消：地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること

① 直売所

生産者で構成される団体等が直売所の運営主体となった安全・安心な農産物の販売への取組を支援する。

② 量販店等

量販店等において、インショップや販売コーナーの設置など、地場農産物の販売協力を促す。

③ 学校給食

学校給食において、米、麦、大豆、野菜、果樹など、地場農産物の使用を推進するなど、地産地消の活動の拡大を図る。

④ 福祉施設

福祉施設において、病院や老人ホーム等での食事に地場農産物の利用を図る。

⑤ 観光

観光において、地域独自の食材や食文化を提供・紹介し、観光地としての付加価値を高める中で、土産等への販売拡大を図る。

⑥ 外食・中食

外食事業や中食事業^{注 16}において、農産物の安定供給の確保や、消費者ニーズに応える観点から、地場農産物を使用した活動を図る。

注 16 中食事業：持ち帰り弁当や宅配弁当、デパ地下の惣菜、高齢者向けの食材宅配サービス等の製造・販売事業

⑦ 加工関係

加工関係において、地域の独自性にこだわった地場農産物を使用した商品開発など、様々な活動を図る。

⑧ 情報活動

県や市などの行政機関が中心となって、地場農産物をさらに普及させるための情報提供、広報活動等を進める。

⑨ 交流活動

交流活動は、市や農業団体等が主体となり、地場農産物をキーワードとした活動を支援する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
60%程度	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、播種、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地利用集積円滑化団体を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図る。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、第1に掲げる基本的な方向に沿った目指すべき農業構造の実現のため、

- ① 農業の担い手・集落営農組織の育成・確保
- ② 中山間地域等における多様な担い手の位置付け
- ③ 効率的かつ安定的な土地利用の推進
- ④ 経営の高度化への対応

を基本とし、施策の集中化・重点化を行い、関係機関・団体の協力を得て次に掲げる事項に留意し、農業経営基盤強化促進事業等に取り組む。

1 農業経営改善計画に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営の構築に向け、自らの農業経営の改善を計画的かつ積極的に進めようとする農業経営体を明確にするとともに、農業者が取り組む経営規模の拡大、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を加速させるため、認定農業者制度の一層の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- ア. 認定農業者が策定した農業経営改善計画の実現に向け、関係機関・団体と連携して、先進技術の導入、経営規模の拡大、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による経営改善、経営管理能力の向上などに関する指導相談活動、研修等の支援を行う。
- イ. 経営改善を側面的に支援するため、農業協同組合、財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「三重県支援センター」という。）等による各種農業等地域にマッチした担い手サポート体制の充実を図る。
- ウ. 農業経営改善計画の期間の中間年（3年目）と満了年（5年目）を迎えた認定農業者に対しては、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等のフォローアップ活動を展開し、経営の一層の高度化に向けた支援を行う。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な

土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)

として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)までに掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第2

19号) (以下、「政令」という。) 第3条で定める者を除く。) は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員又は社員、株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農業生産法人の組合員又は社員が当該農業生産法人に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合は、当該農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の結果によるものとし、当該農業生産法人の効率的な営農に資するよう配慮するものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の8第1項第1号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容等

① 利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払(持分の付与を含む。以下同

じ。) の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

- ② 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。
- ③ 2の（1）の③に規定する農地保有合理化法人が利用権設定等促進事業の実施により所有権若しくは貸借権を取得し、又は貸借権を設定する場合における対価若しくは賃借の支払い方法については、①の規定にかかわらずその法人が定めるところによるものとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適當な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙10の第1の3の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、

引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 市農業委員会は、利用権の設定等を行おうとする者又は認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 法第23条第1項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体、営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化や農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域において農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積に取り組んでいる土地改良区は、農用地利用集積計画に定める事項の全部又は一部を示して市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の60日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、（5）の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土

地改良区、農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。

- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときには、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所

有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規程による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を亀山市公告式条例により公告するものとする。

(10) 公告の効果

市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、

農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は三重県支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

市は、認定農業者を中心とする規模拡大の意欲を有する者に農地を集積するという観点から、法第5条第2項第4号ロの規定により定められた農地保有合理化法人（三重県支援センター）の持つ中間保有、再配分機能を積極的に活用する。

市、市農業委員会、農業協同組合は上記の農地保有合理化法人との情報交換や、その事業の実施について協力を行うこととする。

4 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う団体等との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体等が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、

農地利用集積円滑化事業を行う団体等に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化や農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ. 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明ら

かにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を亀山市公告式条例により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をするものとする。
- ア. ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農

用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣つていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努めるものとする。
- ② 市は、(5) の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、市農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（支援センター）等の指導・助言を求めてきたときは、亀山市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は受託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携し

て調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 関連施策の推進

- ① 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 市は、経営構造対策事業、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ ①及び②のほか、市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) その他

① 農用地の利用度の向上

市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、市農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の活用を推進するものとする。

② 地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効利用

市は、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施設の円滑な促進と稲・麦わら、作物残さ等の有効利用の推進等異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

③ 農産物の流通の改善

市は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

（1）市における農地利用集積円滑化事業は、市全域を対象として行うことを基本とする。

（2）市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

（3）複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、市が町全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程（別紙3）には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア. 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ. アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ. その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア. 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ. 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ. 農用地等の管理に関する事項
 - エ. その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに三重県支援センター、三重県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

（2）農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。
- ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア. 基本構想に適合することであること。
 - イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ. 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等

の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに三重県支援センター、市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の

規定による承認を取消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報への記載により公告する。

(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することができる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保す

る観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「基本要綱」別紙7の第3の4に定める契約書例（別紙4）を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア. 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ. 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ. 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

（8）研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

（9）他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業の普及啓発活動に努める。

第6 市町村の全部又は一部を事業の実施地区として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

本市は、当市を区域として行う農地保有合理化事業の実施主体を鈴鹿農業協同組合とする。鈴鹿農業協同組合が行う農地保有合理化事業の推進に当たっては、県下一円で同事業を実施する三重県支援センターとの連携の下に実施するものとする。鈴鹿農業協同組合が行う農地保有合理化事業は、次に掲げる事業の範囲内において実施するものとする。

- ① 農地を借り受けて、当該農用地を貸し付ける事業
- ② 農地売買等事業により借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が、農業の技術又は経営方法を習得するための研修その他の事業

第2章 推進体制

1 亀山市

市は、基本構想を柱とした地域農業の構造改革の推進主体として、地域の農業を支える担い手や営農組織を育成・確保するとともに、高齢化や後継者不足により農地を手放す農家から、農地利用集積円滑化団体である市が農地利用集積円滑化事業により農地の貸借に関する白紙委任を受け、担い手等への農地の利用集積を促進するなど農業経営の安定化と規模拡大を進めていく。

また、ブランド力のある産物の強みを活かし、消費者ニーズを見据えながら、生産・加工・流通（販売）を一体化させた6次産業化の取組や、地域の安心・安全な農産物を地域で消費していく取組を促進していく。

2 市農業委員会

市農業委員会は、認定農業者等への農地のあっせん活動の実施主体として、農地流動化情報の集約・整理、流動化方策の検討、農用地移動のあっせん等農地移動に関する事務を通じて、農用地利用集積計画の作成への積極的な参画とその決定、農用地改善事業の円滑な推進等に取り組むものとする。

また、農業経営体からの申し出があれば農用地の利用関係の調整に努めるとともに、耕作放棄地の解消のために耕作放棄地の所有者等に対して必要な指導をするものとする。

3 農業協同組合

農業協同組合は、農業経営体に対する経営管理・生産技術向上への支援をはじめ、営農組織の育成、農作業受委託の促進、販売戦略の構築などに主体的に取り組むとともに、市、農業委員会と連携を密にして、地域における土地利用調整や農地の流動化を積極的に推進する役割を果たすものとする。

また、必要に応じて組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、農地利用集積円滑化事業の活用や農用地利用集積計画の作成を市町に申し出る等農地の利用調整についても積極的に取り組むものとする。

4 地域農業再生協議会

地域農業再生協議会は、農業経営基盤強化促進事業の推進方策についての協議・立案及び連絡調整や農業経営基盤強化促進事業の実施に関して効果的かつ円滑な処理に資するとともに、農用地利用改善団体の農用地利用規程や農業経営体の農業経営改善計画の作成等に対し、適切な指導・助言を行い、その活動を支援するものとする。

附則

1 この基本構想は、平成 年 月 日から施行する。

別 紙

・別紙1（第4の2の（1）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項。

イ. 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件。

イ. 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

・別紙2（第4の2の（2）の①関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

ア. 存続期間は3年、6年又は10年のいずれかとする。農業者年金制度関連の場合には10年、開発して農用地とすることが適當な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相違ないと認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができます。なお、特定法人貸付事業による場合には、第6条の3の（1）によるものとする。

イ. 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。

ウ. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

② 借賃の算定基準

ア. 農地については、農地法第23条第1項の規定により市農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件及び利用権設定を受ける者の経営の状況等を勘案して算定する。

イ. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

ウ. 開発して農用地とすることが適當な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

エ. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外で定められる借賃の支払等の定めは、市農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。

③ 借賃の支払方法

ア. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。

イ. アの支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。

ウ. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものである。

④ 有益費の償還

ア. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

イ. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の①と同じ

② 借賃の算定基準

ア. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

イ. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

ウ. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②のウと同じ。

③ 借賃の支払方法

I の③と同じ。

④ 有益費の償還

I の④と同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

I の①に同じ。

② 損益の算定基準

ア. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

イ. アの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

I の④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所定の手続きを経て変更の登記を行うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

・別紙3 (第5の3(1)関係)

農地利用集積円滑化事業規程例

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 本団体は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき〇〇町において作成された農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、次に掲げる事業（以下「農地利用集積円滑化事業」という。）を行うものとする。

- 一 農地所有者代理事業（法第4条第3項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）
 - 二 農地売買等事業（法第4条第3項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）
 - 三 研修等事業（法第4条第3項第1号ハに規定する事業をいう。以下同じ。）
- 2 本団体は、地域の面的集積を効果的に促進するため、必要な要員を確保し、次に掲げる事項に留意して農地利用集積円滑化事業を行うものとする。
- 一 関係機関及び関係団体と連携して、できるだけ多くの農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用するよう、農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、相談窓口の設置、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に取り組む。
 - 二 多数の農用地等の所有者から一括して委任を受けるため、聞き取り等による調査を行って農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の意向を把握し、集落の土地利用の現状、面的集積後の農用地の利用状況等を具体的に示し、集落段階における合意形成を図りつつ、面的集積を促進する。

(事業実施地域)

第2条 本団体が行う農地利用集積円滑化事業の実施地域は、〇〇町の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）とする。

(事業対象農用地等)

第3条 本団体が行う農地利用集積円滑化事業の対象土地は、次に掲げるものとする。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地

- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - 三 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用する上で必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する農地所有者代理事業又は農地売買等事業は、農用地につき実施するこれらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

（事業実施に当たっての調整等）

- 第4条 本団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、〇〇県、〇〇町、農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、新規就農相談センター、県農業会議、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、普及指導センター、県農業大学校、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分連絡及び調整を図るものとする。
- 2 本団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業（法第4条第2項に規定する事業をいう。）、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項に規定する事業をいう。）その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。
- 3 本団体は、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施を図るため、本団体が行う当該事業に係る事務の一部を市町村等に委託することができるものとする。

（事業実施計画）

- 第5条 本団体は、毎年度、その行う事業の種類ごとに事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地所有者代理事業

（事業内容）

- 第6条 本団体は、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等（法第

4条第1項第2号及び第3号の土地にあっては、農用地と一体として委任を受ける場合に限る。)について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託(以下「貸付け等」という。)を行うものとする。

2 本団体は、委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等を行うまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行うことができる。

(事業実施の原則)

第7条 本団体が、農地所有者代理事業の実施により行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業経営の委託については、利用権設定等促進事業(法第4条第4項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。)の活用を図るものとする。

2 本団体は、農用地等の所有者から農用地等の貸付け等の委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒まないものとする。

3 本団体が、農地所有者代理事業により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農用地等の貸付け等の相手方の選定
- 二 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整
- 三 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
- 四 その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

(委任契約の締結)

第8条 農用地等の所有者から農用地等の貸付け等に関する委任契約の申込を承諾しようとする場合には、これらの農用地等について実地調査を行い、当該農用地等の所有者と貸付け等の委任に関する契約の締結を行うものとする。

2 前項に定める委任契約には、農用地等の所有者は、委任に係る農用地等について貸付け等の相手方を指定しない旨を定めるものとする。

3 委任契約の契約期間は、できるだけ長期とするものとする。

(農用地等の所有権の移転をする場合の対価等)

第9条 農地所有者代理事業の実施により所有権を移転する場合等の対価等については、あらかじめ農用地等の所有者が申し出た金額を基に貸付け等の相手方と協議するものとする。

2 前項の協議の結果、農用地等の所有者が申し出た金額と異なる場合は、次の各号に掲げる基準に基づき、受任した農用地等の所有者の同意を得て決定するものとする。

- 一 所有権を移転する場合の対価は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定した額
- 二 賃貸借権を設定する場合の借賃については、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- 三 農作業の委託をする場合の委託料については、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の委託料に比準して算定される額

（農用地等の貸付け等）

- 第 10 条 農地所有者代理事業の実施により農用地等の所有者から委任を受けた農用地等（以下「受任農用地等」という。）の貸付け等に当たっては、第 12 条に定める者と当該農用地等の貸付け等に関する契約の締結を行うものとする。
- 2 利用権設定等促進事業を活用する場合にあっては、当該農用地等に係る農用地利用集積計画についての法第 18 条第 3 項第 4 号の同意を行うものとする。
 - 3 貸付けの相手方が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合で、利用権設定等促進事業を活用しないときには、その者が撤退した場合、農用地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償、中途の契約終了時における違約金支払いに関する事項等を定めた契約を締結する。この場合、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件を付すものとする。

（農用地等の保全のための管理）

- 第 11 条 本団体が、受任農用地等の保全のための管理を行う場合には、当該農用地等の所有者と農用地等の保全のための管理作業に関する委託契約を締結するものとする。
- 2 農用地等の管理の方法は、草刈り、畦畔の維持、見回り等の一般的な方法（農地にあっては、近傍の農地で一般に行われており、かつ、当該農地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）によるものとする。
 - 3 前項の管理のための耕作は、地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の貸付け等を行う相手方が当面いない場合に限り行うものとする。
 - 4 本団体は、農用地等の保全のための管理について、他の者に委託することができる（委託された農用地等の所有者を除く。）ものとする。
 - 5 農用地等の保全等のための管理を行うために要する費用については、当該農用地等の所有者に請求することができるものとする。

(農地所有者代理事業による農用地等の貸付け等の相手方)

第 12 条 本団体が受任農用地等について貸付け等を行うことができる相手方（法第 18 条

第 2 項第 6 号に規定するものについては貸付け（賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

2 貸付け等の相手方が農地保有合理化法人を通じた転売又は転貸を希望している場合は、農地保有合理化法人を貸付け等を行う相手方とすることができる。

第 13 条 本団体は、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の実施のため必要があるときは、前条の規定によらず農用地等の貸付け等を行うことができるものとする。

第 14 条 本団体は、受任農用地等について、農業上の利用が困難になったと認められる場合には、当該農用地等の所有者との間で締結した委任契約を解除することができるものとする。

第 3 章 農地売買等事業

(事業内容)

第 15 条 本団体は、農用地等を買い入れ、又は借り受けて（法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の土地にあっては、農用地と一体として買い入れ、又は借り受ける場合に限る。）、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

(事業実施の原則)

第 16 条 本団体が、農地売買等事業として行う農用地等の買入れ、借受け、交換、売渡し及び貸付けは、利用権設定等促進事業の活用を図るものとする。

(農用地等の買入れ)

第 17 条 農用地等の買入れは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積等を図るために必要と見込まれる場合に行うものとする。

2 本団体は、農用地等を買い入れようとする場合には、当該農用地等について実地調査を行い、買い入れることを相当と認めたときは、農用地等の所有者と買入れに関する契約の締結（農用地等について利用権設定等促進事業を活用する場合にあっては、当該農用地等に係る農用地利用集積計画についての法第 18 条第 3 項第 4 号の同意をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 3 本団体は、農用地等を買い入れる場合に、転売する場合の相手先を指定しないことについて当該農用地等の所有者の同意を得ておくものとする。
- 4 本団体は、農用地等について利用権設定等促進事業を活用せずに買入れを行う場合には、農地法第3条第1項第13号の規定に基づき、当該農用地等の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(農用地等の売渡し)

第18条 農用地等の売渡しに当たっては、第28条に定める者と当該農用地等の売渡しに関する契約の締結を行うものとする。

(買入価格)

第19条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。

- 2 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。
- 3 農用地等の買入対価は、原則として買入れに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに支払うものとする。

(売渡価格)

第20条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき第19条第1項の規定により算定される額を勘案して定めるものとする。

- 2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、やむを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期することができるものとする。

(農用地等の交換)

第21条 農用地等の交換に当たっては、第28条に定める者を相手方とし、交換の対象となるべき農用地等の実地調査等を行った上、これを相当と認めたときは、交換に関する契約の締結を行うものとする。

(農用地等の借受け)

第 22 条 農用地等の借受けは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積等を図るために必要と見込まれる場合に行うものとする。

2 農用地等の賃貸借による借受けは、利用権設定等促進事業を活用する場合にあってはその賃貸借の存続期間を原則として〇年以上とし、利用権設定等促進事業を活用しない場合にあってはその賃貸借の存続期間を 10 年以上として行うものとする。

なお、法第 4 条第 1 項第 3 号に規定する土地（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 10 条第 1 項第 2 号イに規定する土地を除く。）の賃貸借にあっては、その存続期間は、当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間とするものとする。

また、附帯施設用地についての賃貸借の存続期間は、併せて借り受ける農用地の賃貸借の存続期間とするものとする。法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する土地（以下「混牧林地」という。）についての賃貸借の存続期間は、当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間とするものとする。

3 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査を行い、借り受けることを相当と認めたときは、当該農用地等の所有者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うものとする。

4 農用地等を借り受ける場合には、転貸する場合の相手先を指定しないことその他転貸することについて、農用地等の所有者の同意を得ることとする。

なお、本団体が、現にその上に施設が存しない農用地等を借り受けて当該農用地等の上に施設の建築を行おうとする場合は、併せて当該建築についての賃貸人の承諾を得るものとする。

5 本団体は、次に掲げる事由が生じたときは、特約がある場合を除き、遅滞なく農用地等の賃貸人と協議の上、処理するものとする。

一 借入農用地等について有益費等を支出しようとするとき。

二 借入農用地等の転借人が有益費等を支出することを承認しようとするとき。

（農用地等の貸付け）

第 23 条 本団体が借り受けた農用地等の貸付けに当たっては、第 28 条に定める者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うものとする。

2 貸付けの期間は、利用権設定等促進事業を活用する場合にあってはその賃貸借の存続期間を原則として〇年以上とし、利用権設定等促進事業を活用しない場合にあってはその賃貸借の存続期間を 10 年以上として行うものとする。

3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 618 条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

4 貸付けの相手方が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合で、利用権設定等促進事業を活用しないときには、その者が撤退した場合、農用地を明け渡す際の原状回

復、原状回復がなされないときの損害賠償、中途の契約終了時における違約金支払いに関する事項等を定めた契約を締結する。この場合、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件を付すものとする。

(借賃)

第 24 条 本団体が農用地等を賃貸借により借り受け、又は貸し付ける場合の借賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
 - 二 法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
 - 三 その他の土地については、土地の種類ごとに近傍の土地の借賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額
- 2 前項の規定にかかわらず、本団体が借り受けた農用地等につき、土地改良事業が行われた場合には、借賃の額は前項の規定による借賃の額に本団体が負担した当該事業に要した経費を加えた額とする。

(借賃の前払い)

第 25 条 本団体は、3 年以上の期間の定めがある農用地等の借り受けに係る賃貸借に関する契約の締結を行う場合において、当該農用地等の賃貸人が 3 年間から 10 年間借賃の額を増加しない旨を特約したときは借賃の前払いをすることができるものとする。

(農用地等の一時的貸付け)

第 26 条 本団体は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡し、又は貸し付けるまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。

- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第 4 条第 1 項第 4 号の土地については、使用貸借による権利（利用権設定等促進事業を活用することが相当と認められる場合には、賃借権を含む。）の設定を行うものとし、法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地等の買入れ等の基準)

第 27 条 農用地等の買入れ又は借受けのときの基準は次に掲げるものとする。

- 一 経営農地の面的集積を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
- 二 当該農用地等の価格がその土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されること。
- 三 当該農用地等の賃料が農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報、生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 四 その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

第 28 条 本団体が農地売買等事業の実施により農用地等の売渡し、交換又は貸付け（以下「売渡し等」という。）を行うことができる相手方（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定するものについては貸付け（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

第 29 条 本団体は、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の実施のため必要があるときは、前条の規定によらず農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができるものとする。

(管理等)

第 30 条 本団体は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（農用地にあっては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）するものとする。

2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのあっせんの事業その他地域における農用地等の利用調整活動によっても、当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第 26 条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

(目的外処分)

第 31 条 本団体が本事業の実施により買い入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

(借賃の改訂の場合の措置)

第 32 条 本団体は、第 25 条の規定による借賃の前払いをした場合においても、賃貸借契約期間中に借賃を改訂した場合には、その改訂額のうち別に定めるところにより賃貸人

に交付又は賃貸人から徴収するものとする。

(未墾地の取得等)

第 33 条 法第 4 条第 1 項第 4 号の土地の買入れ又は借り受けは、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第 4 条に規定する機関又は団体から本団体において買い入れる又は借り受けるべき旨の申出を受けた場合（自らこれらの事業を実施する場合を除く。）に限り行うものとする。

2 本団体は、前項の規定により買い入れ又は借り受けた土地を、原則として前項の事業へ参加若しくは自ら前項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

第 4 章 研修等事業

第 1 節 研修事業

(事業内容)

第 34 条 本団体は、農地売買等事業によって買い入れ、又は借り受けた農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

(事業の実施方法)

第 35 条 本団体は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢及び農業の技術等の習得状況に応じ、おおむね〇年以内とする。ただし、本団体が借り受けた農用地等において本事業を行う場合には、本事業の実施期間は当該農用地等の借受けの存続期間内とする。

3 本事業は、普及指導センター、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

4 研修期間中においては、当該研修に係る農用地等について他に買入れ又は借り受けの希望者が現れた場合であっても、当該希望者に対して売渡し又は貸付けを行わないことができる。

5 本団体は、借り受けた農用地等において本事業のため有益費等を支出しようとするときは、特約がある場合を除き、農用地等の賃貸人と協議するものとする。

(事業に係る農用地等の売渡し等)

第 36 条 本団体は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めた上、当該研修に係る農用地等を農地売買等事業の手続により当該新規就農希望者等に対して売り渡し、又は貸し付けるよう努めるものとする。

2 研修中又は研修終了後、やむを得ない事情により新規就農希望者等が研修に係る農用地等を買い入れ、又は借り受けることが不可能となった場合には、農地売買等事業の手続により第三者に対して当該農用地等を売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第2節 その他の事業

第 37 条 本団体は、農地売買等事業により買い入れ、又は借り入れた農用地等の中間保有機能を有効に活用することによって次の事業を行うことができるものとする。

- 一 産地形成のためのモデル的な経営の実証を行う事業
- 二 その他農地利用集積円滑化事業の目的に適合する事業

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

・別紙4 (第5の3(6)関係)

利用権設定等委任契約書例

委任者及び受任者は、この契約書の定めるところにより、利用権設定等委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約書は、2通作成して委任者及び受任者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委任者（以下「甲」という。）

氏名

印

住所

受任者（以下「乙」という。）

農地利用集積円滑化団体名

代表者名

印

住所

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、甲が所有する土地について、利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）又は農作業の委託に関する事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（利用権の設定等の事務を委任する土地）

甲は、乙に対し、本契約により次の土地（以下「委任土地」という。）について、利用権の設定等又は農作業の委託に関する事務を委任するものとする。

所在	地番	地目	面積（m ² ）	委任する事務の種類	備考

注1：「委任する事務の種類」は、「賃借権の設定又は移転の委任」、「使用貸借による権利の設定又は移転の委任」、「農業経営の委託の委任」、「所有権の移転の委任」及び「農作業の委託の委任」のうちから選択して記入する。

注2：備考欄には、現に権原に基づき使用及び収益する者並びに農作業の委託を受けて

いる者がある場合は、その旨を記入する。

第3条（委任事務の範囲）

乙は、次に掲げる事務（以下「本件委任事務」という。）について、甲を代理するものとする。

- 一 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適當と認められる者（以下「適格者」という。）の選定に関すること。
 - 二 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。
 - 三 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
 - 四 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- 2 委任土地について、農用地利用集積計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定若しくは移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙1のとおりとする。
 - 3 委任土地について、農用地利用集積計画によって所有権の移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙2のとおりとする。
 - 4 委任土地について、農用地利用集積計画によって農業経営の委託を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙3のとおりとする。

第4条（賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等）

乙は、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合は、次に掲げる事項について、あらかじめ甲が申し出た内容を基に適格者と協議するものとする。

なお、乙と適格者との協議の結果、甲が申し出た内容と異なる場合は、乙は甲の同意を得て決定するものとする。

- 一 賃借権の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期、賃借権の存続期間、借賃及び借賃の支払方法
- 二 使用貸借による権利の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期及び賃借権の存続期間
- 三 所有権の移転を行う場合は、所有権移転の時期、対価、対価の支払方法、対価の支払期限及び引渡しの時期
- 四 農業経営の委託を行う場合は、農業経営の委託により設定される権利の設定時期、農業経営の委託により設定される権利の存続期間及び損益の決済方法
- 五 農作業の委託を行う場合は、契約期間、作業の内容及び委託料金

第5条（再委任の禁止）

乙は、本件委任事務の一部又は全部を再委任しないものとする。

第6条（専属専任）

甲は、委任土地について、本件委任事務を乙以外の者に対し、重ねて委任することはできないものとする。

また、甲は、本契約に係る土地について、自ら利用権の設定等又は農作業の委託を行うことはできないものとする。

第7条（相手方等の指定の禁止）

甲は、本契約の締結に当たり、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託の相手方を指定することはできないものとする。

第8条（契約の期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

なお、この期間は、甲及び乙の合意に基づき更新することができるものとする。

第9条（契約の承継）

相続等により甲の有する所有権を承継した者（以下「一般承継人」という。）は、本契約に基づく委任者の地位を承継するものとし、当該地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）は、速やかにその旨を乙に対し届け出なければならないものとする。

なお、一般承継人が複数であるときは、その中から代表者1名を地位承継者として選任し、その旨を乙に対し通知させるものとする。

第10条（契約の解除）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には本契約を解除することができる。

- 一 本契約に違反する行為があった場合で、相当の期間を設けて本契約上の履行を催告してもなお、義務の履行がない場合
 - 二 自然災害等による委任土地の滅失、汚染等によって農業上の利用が困難になったと認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が農地利用集積円滑化団体でなくなったときは、本契約は当然解除されたものとする。

第11条（契約の解約）

本契約の有効期間中において、本契約を解約する場合は、双方の合意により解約するも

のとする。

第12条（賃借権の設定等をすることのできない場合の農地情報の提供）

乙は、適格者に対して利用権の設定等又は農作業の委託をすることができないと認めたときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知するとともに、次に掲げる委任土地に関する情報を農用地のあっせん又は新規就農者等への農地情報の提供を行う機関及び団体へ提供できるものとする。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 面積
- 四 地目
- 五 作付状況
- 六 基盤整備状況
- 七 借賃、賃借期間、売買単価（10a当たり）及び権利移転の時期

第13条（資料等の提供）

甲は、乙から本件委任事務の処理に必要となる資料等の提供を要請された場合には、無償で応ずるものとする。

第14条（秘密保持）

乙は、第12条により農地情報を提供する場合を除き、甲から提供を受けた情報を全て秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 提供を受けたときに既に保有していた情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
- 四 本契約に違反することなく公知となった情報
- 五 甲が、文書をもって開示に同意した情報

第15条（報告）

- 一 乙は、毎年、本件委任事務の処理状況を記載した報告書を作成し、甲に送付するものとする。
- 二 甲は、必要と認めるときは、前号にかかわらず本件委任事務の処理状況につき乙に報告を求めることができるものとする。

第16条（本契約に定めのない事項の取扱い）

その他本契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

別紙 1

(1) 借賃の支払猶予

賃借権を設定する者（利用権の設定等が行われる土地の所有者。以下「丙」という。）は、賃借権の設定を受ける者（以下「丁」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

丁は、あらかじめ市町村に協議した上、丙の承諾を得なければ当該土地を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 丙は、丁の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他丙において修繕することができない場合で丙の同意があったときは、丁が修繕することができる。この場合において丁が修繕の費用を支出したときは、丙に対してその償還を請求することができる。

イ 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には丙の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 丁は、当該土地に係る農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金については、丙及び丁が別途協議するところにより負担する。

(6) 当該土地の返還

ア 賃借権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、丙の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費につ

いては、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において丙及び丁の間で有益費の額について協議が整わないときは、丙及び丁双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 丁は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（7）賃借権に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（8）その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。

（9）契約の解除

丙は、丁が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

（10）期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、丁は、その終了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に復して返還する。丁が現状に復すことができないときは、丙が現状に回復するために要する費用を丁が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

（11）違約金の支払い

丙の責めに帰さない事由により貸借を終了させこととなった場合には、丁は、丙に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

別紙 2

（1）所有権の移転

所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（2）農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

農用地利用集積計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

（3）所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「丙」という。）は担保物権等を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（4）租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、丙が負担する。

（5）所有権の移転の登記（市町村が嘱託により登記することができることとなったとき）

農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（以下「丁」という。）の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、丙はこれに協力しなければならない。

（6）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、丁が負担する。その他の経費については、丙及び丁が協議して決める。

（7）法律関係の解除

丙又は丁は、相手方が農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

（8）その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

別紙3

（1）善管注意義務

経営の委託を受けた者（以下「丁」という。）は、委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って当該経営の委託をした者（以下「丙」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。

（2）主宰権

受託農業経営の運営に関する事項は、農用地利用集積計画に定めるもののほか、丁が決定する。

（3）収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丁に帰するものとする。

（4）受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、丙に帰属するものとする。

（5）受託農業経営に係る損益の計算方法

① 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

受託農業経営に係る販売金額－受託農業経営に係る受託経費（共済金を含む。）
(受託報酬を含む。)

なお、丙又は丁に交付された補助金の額の取扱いについては、別途丙及び丁の協議の上定めるものとする。

② 丁は、受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）の内訳を整理しておくものとする。

(6) 租税公課の負担

丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 改良

① 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、丙の同意を要しない。

② 丁の負担した当該土地の改良経費は、丙が負担するものとする。ただし、丙及び丁が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

(8) 損害の賠償

丁は、異常気象、水害その他の災害による受託農業経営の収量の減少、当該土地の損壊、滅失等丁の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

(9) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(10) 再委託の禁止

丁は、受託農業経営の再委託をしてはならない。

(11) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了した日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、天災地変等その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 経営受委託に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定める経営受委託に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) その他

ア 受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定めている農業経営受託規程によるものとする。

イ 農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じ

たときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。